



全少協ホームページ

あ ん ぜ ん あ そ

安全と遊びの ルール

気をつけたいこと

してはいけないこと



少年サポートくん

発行／公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会
協力／警察庁生活安全局人身安全・少年課

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



● こんなことはやめよう

ページ

- ①「万引き」はドロボウ 2
- ②自分のものと、人のものとの「ケジメ」をつけよう 4
- ③「暴力」はダメ！ 5
- ④ナイフなどを持ち歩いてはいけません〈保護者の方へ〉 6
- ⑤だれだって、からかわれたり、いじめられるのは悲しいもの〈保護者の方へ〉 7
- ⑥困ったときは、一人で悩まないで 10
- ⑦夜遊びはしない 11
- ⑧体によくはないお酒とタバコ、体を狂わせる薬物 12

● 被害にあわないために

- ①知らない人に気をつけよう〈保護者の方へ〉 14
- ②持ちものを大切にしよう 17
- ③身のまわりの安全を確かめよう 18



● 安全に心がけよう

- ①道路を歩くととき・自転車に乗るとき〈保護者の方へ〉 19
- ②道路でのこんな行為はやめよう 21

● 遊びのルール

- ①火遊びはしない 22
- ②危険な場所では遊ばない〈保護者の方へ〉 23
- ③ゲームセンターや映画館などには一人で行かない 25

● ケータイやスマホとインターネット

- ①ケータイやスマホ 本当に必要ですか？ 26
- ②ネットでの書き込みのルール 27
- ③危険なインターネット 28
- 保護者の方へ 29



● あかるい家族と社会のために

- ①あなたと家族〈保護者の方へ〉 31
- ②身につけておきたい生活習慣 32
- ③良い友達を大切に 33
- ④あなたも社会の中の一人です 34

- ◆保護者の方へ 35
- ◆少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取り組み 36
- ◆問合せ・相談窓口 36
- ◆全国の主なヤングテレホンコーナー 37

公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会

「少年サポートくん」は、赤い耳と鼻、大きな目でいつも少年たちの行動や情報、そして非行の芽となる環境を素早くキャッチ。必要とあればどこにでもすぐ出かけ、少年たちを非行から守ることはもちろん、非行からの立ち直りをサポートします。胸の大きなVのマークはボランティア Volunteer の頭文字と、非行にはぜったい負けない少年たちの勝利 Victory のサインです。

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-2 山京半蔵門バレス303号
TEL : 03(3239)4970 FAX : 03(3556)1133 <https://zenshokyo.ecs.or.jp/>



少年サポートくん



このハンドブックを 手にされた皆さんへ



みなさんのまわりには、ちょっとした不注意から事故に
あったり、犯罪の被害にあったり、ふざけて悪いことを
したために警察に補導されたりした人はいませんか。

その人たちも、もう少し気をつけていたら、そんな目
にあわずにすんだかも知れません。

このハンドブックは、毎日の生活の中でしてはいけない
ことや守らなければならない社会のルール、そして事
故や被害にあわないために気をつけることなどをみなさ
んに知ってもらうために作ったものです。

ここに書かれていることは、みなさんの中の多くの人
は、もう分かっていることかもしれません。でも、大切
なのは、それを本当に実行することです。自分には関係
ないと思わずに、よく読んで、自分が気をつけているか
どうか考えてみてください。また、おうちの人と読みな
がら話し合うのも良いでしょう。

みなさんのために、きっと役に立つと思います。

このハンドブックは、小学生のために作られたもの
ですが、保護者の方や学校の先生方もお読みいただき、
ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

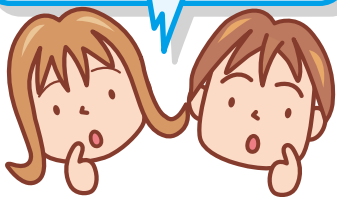


こんなことはやめよう

①「万引き」はドロボウ



「万引き」ってなに？



「万引き」とは、コンビニやスーパー、本屋さんなどでお金を払はらわないで、品物をこっそり持って来ること。つまり、ドロボウです。



万引きはドロボウです。

絶対にお店の品物を盗ぬすんではいけません。

万引きをすると、お店の人に迷惑めいわくをかけるだけでなく、お父さんやお母さんなど、あなたを大切に思っている人たちを悲かなしませることにもなります。

今まで仲なかの良かった友達からも信用しんようされなくなります。

見つかったから品物を返したり、お金を払ったとしても、盗んだことには変わりはありません。

また、「万引き」をくり返しているうちに、悪いことだと感じなくなり、いろいろな犯罪を平気でするようになってしまいます。



ぼくは、友達が「万引き」するときに、お店の人が来ないか見張りみはりをしたよ！



きみが「万引き」していなくても、そばにいて見張りをしていれば、「万引き」したのと同じことだよ。きみも、警察に補導されることになるんだよ。



わたし、友達が「万引き」したおかしおかしをもらっちゃった！



「万引き」した品物と知っていてももらうことも犯罪になるんだよ。きみも、警察に補導されることになるよ。盗んだおかしと同じものを食べるたびに、友達が悪いことをしたことを思い出して、いやな気持ちになるよね。



みんなで考えよう！

- 自分が大切にしているものを、だれかにこっそり持って行かれたらどんな気持ちになりますか？
- 品物を万引きされるお店の人は、どんな気持ちでしょうか？
- もし、万引きをしている友達を見つけたらどうしますか？



こんなことはやめよう

②自分のものと、人のものとの「ケジメ」をつけよう



お母さんのサイフやきょうだいのおこづかいから、だまってお金をとってしまったことはありませんか。少しならいいとか、親やきょうだいだからいいということはありません。

お金をとってしまって家の人にばれないようにするためには、またうそをつかなければなりません。次々とうそをついでいると、そのうちに、うそがばれてしまい、だれからも信用されなくなります。もし、お金をとったことが見つからなかったとしても、あなたの心の中には、「悪いことをしてしまった」という、後めたい気持ちのこが残ります。

自分のものと、人のものとの「ケジメ」を、きちんとつけましょう。人のものは決してとってはいけません。

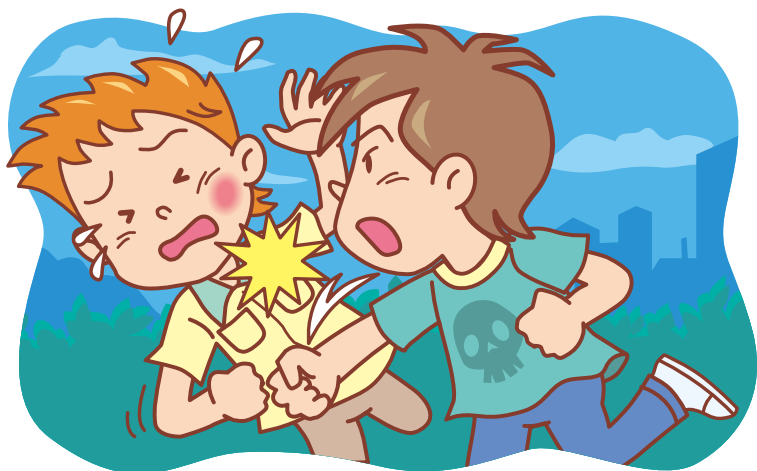
みんなで考えよう！

●あなたのお金がなくなったら、どんな気持ちになりますか？



こんなことはやめよう

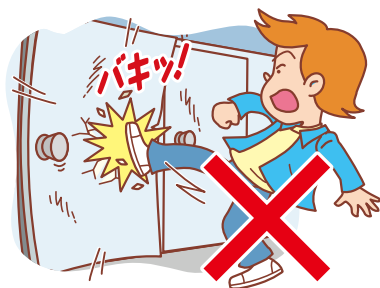
③「暴力」はダメ!



友達をなぐったり、けったり、胸ぐらをつかんだりすることや、学校の机やドアを壊したりすることは犯罪です。場合によっては、警察に補導されます。また、「バーカ」「ぶっとばすぞ!」などと、悪い言葉を使うことも「言葉による暴力」なのです。

自分にとっていやな言葉は、相手にとっても同じです。

どんな理由であろうと、問題を暴力で解決しようとしてはいけません。お互いでよく話し合っ、問題を解決することが大事です。



みんなで考えよう!

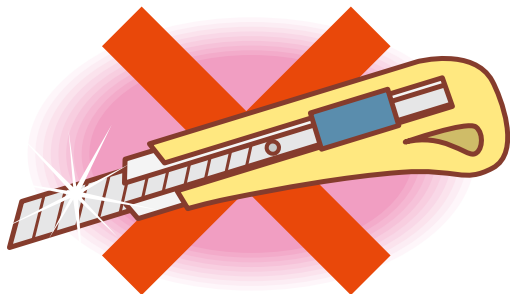
- 暴力をふるわれた人は、どのような気持ちでしょうか?
- なぐられて、ケガをして治療したときにかかったお金は、だれが払いますか?



こんなことはやめよう

④ ナイフなどを持ち歩いてはいけません

は もの を 持ち 歩く こと は 法律 で 禁止 されて います。



自分を守るためとか、カッコいいからといって、カッターナイフなどの刃物を持ち歩いてはいけません。

● 保護者の方へ

万引き

- 「万引き」は「窃盗」という犯罪です。代金を支払ったり、店への謝罪では済みません。仮に「そんな大げさに考えなくてもいいのに」という気持ちをお持ちであれば、お子さんの将来のために今すぐ考え直してください。
- 子供は親の態度から本心を見抜きます。親が心から危機感を持っていないと、「見つからなければいいんだ」というような間違った考えを持ち、非行を繰り返してしまいます。

暴力

- 暴力は、他人に対して「やってはいけないこと」とはっきり教えることが必要です。
- 「暴力」で困っている場合は、学校や警察（少年サポートセンター）などに相談しましょう。



こんなことはやめよう

⑤だれだって、からかわれたり、いじめられるのは悲しいもの



あなたのまわりに「いじめ」られている人や、「いじめ」をしている人はいませんか。あなたは、友達と一緒にあって、「いじめ」をしたり、ほかの人に「いじめ」をやらせて面白かったことはありませんか。

あなたが、友達に対して、悪口を言ったり、仲間はずれにするなど、その友達にとっていやなことをしているのであれば、それは「いじめ」です。

「いじめ」を受けている人は、大変^{たいへん}つらく、悲しい思いをしています。苦しいけれども我慢^{がまん}しています。

「いじめ」は、決して許^{ゆる}されるものではありません。

「いじめ」をなくすためには、みんなが相手のことを思いやる、やさしい心をもつことが大切です。



もし、あなたが「いじめ」られていたら、一人で我慢したり、悩まないで、勇気をもって、おうちの人や先生、話しやすい身近な大人に相談しましょう。

みんなで考えよう！

- 友達がうっかり間違^{まちが}ったり失敗^{しっばい}したりしたことを、みんなで笑^{わら}ったり冷^ひやかしたりしたことはありませんか？ 笑われた人は、どんな気持ちになるでしょうか？
- だれかが「いじめ」られているのを見つけたら、あなたはどのようにしますか？
- 「いじめ」をなくすために、先生やクラスみんなはどうしたらよいですか？

●保護者の方へ

平成25年6月に、いじめ防止対策推進法が成立し、同年9月に施行されました。

この法律では、児童生徒が他の児童等が行う心理的或いは物理的な影響のある行為によって、心身の苦痛を感じた場合、その行為はいじめであるとし、児童等にいじめを禁じています。

いじめで悩み苦しむ子供をなくすためには、いじめが起きないようにする（未然防止）、起きてしまったいじめを早く見つける（早期発見）、そして解決に導く（早期解決）ことが大切です。

いじめは、子供一人に抱え込ませることなく、大人もしっかりと関与し、学校・家庭・地域が一体となり、みんなの問題としてとらえ組織的に対応していくことが不可欠です。

各学校では、いじめ防止対策の方針を決め、相談窓口を決めています。

家庭でも、子供たちがいじめを受けたり、いじめをしたりしていれば、毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。子供の様子に注意を払い、次のようなサインを参考にして、いじめかもしれないと思ったら、すぐに学校などに相談しましょう。

「いじめ」を受けていないか?のサイン

朝(登校前)

- ・朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ・朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ・遅刻や早退がふえた。
- ・食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕(下校後)

- ・ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ・勉強しなくなる。集中力がない。
- ・家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがる。
- ・遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ・親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

夜(就寝前)

- ・表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ・ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ・学校や友達の話題がへった。
- ・自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- ・パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ・理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

夜間(就寝後)

- ・寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ・教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ・服がよごれていたり、やぶれていたりする。

「いじめ」をしていないか?のサイン

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ・言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ・買ったおぼえのない物を持っている。
- ・与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えない物を持っている。

(政府広報/文部科学省「気づいていますか、いじめのサイン。」から抜粋)



こんなことはやめよう

⑥ 困ったときは、一人で悩まないで

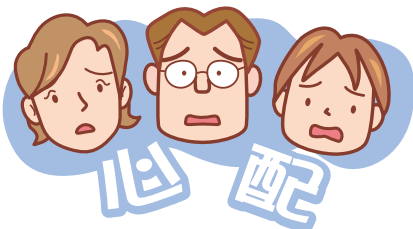


「家出」は危険がいっぱい

だれでも、つらいことやいやなことがあるものです。だからといって、家出をして、町中をうろろしていると、不良グループの人に声をかけられ、いろいろな犯罪の被害にあったり、大変危険です。

お父さんやお母さんだけではなく、友達やいろいろな人が心配します。

悩みや不安があるときは、一人で考え込まず、学校の先生や警察などに相談しましょう。



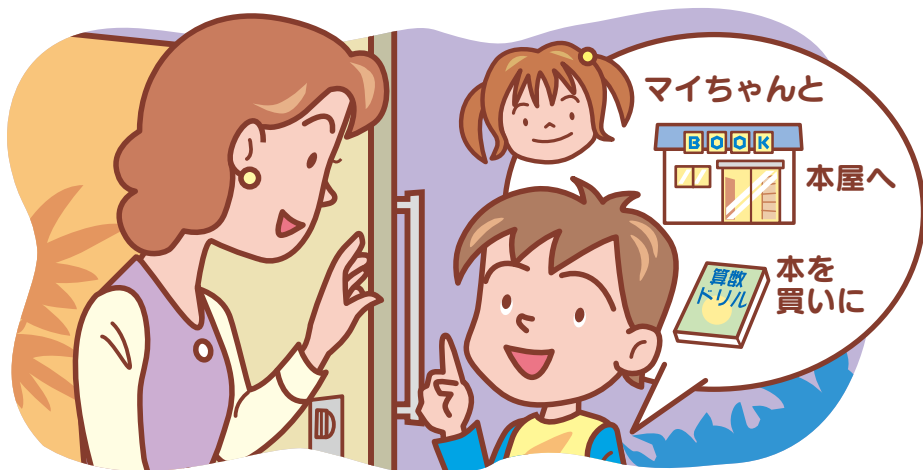
家にいるのがとてもつらいとき

家でお父さんやお母さんから、とてもいやなことを言われたり、されたり、痛い思いをさせられたり、お腹がすいていても食べ物を作ってもらえないなどで、たいへんつらく悲しくてどうしていいのか分からないときは、あなたが悪いわけではありませんので、一人で悩まず、学校の先生や親戚の人や近所の人、あなたの町の役所の窓口、警察などに助けを求め、相談してください。



こんなことはやめよう

⑦ 夜遊びはしない



“夜の外出”は許しをもらってから

夜の外出はできるだけひかえましょう。どうしても外出しなければいけないときは、「だれと」、「どこへ」、「なにをしにいくか」を、家の人に話し、許しをもらってから出かけましょう。用事がすんだら、より道をしないでまっすぐ家に帰りましょう。

“夜遊び”の怖さを知っていますか？

夜遅くまでゲームセンターなどで遊んでいると、悪い仲間とつきあうようになっていたり、お酒、たばこなどの悪いさそいにあうこともあります。

無駄遣いをするようになり、遊びクセがついて宿題ができなくなります。





こんなことはやめよう

⑧体によくはないお酒とタバコ、 体をくる狂わせる薬物

お酒

小学生がお酒を飲むことは、法律^(※1)で禁止されています。たとえ誘われても、また、だれかにすすめられても「いらない」と断りましょう。

お酒を飲むと、頭がぼーっとしたり、息や胸が苦しくなり、急性アルコール中毒^{ちゅうぶく}になったり、体の成長^{せいちょう}にもとても悪い影響を与えます。

最近^{さいきん}は、ジュースのようなデザインの缶^{かん}やビンにお酒が入って売られています。知らない間にお酒を飲むことがないように気をつけましょう。

タバコ

小学生がタバコを吸^すうことも、法律^(※2)で禁止されています。タバコを吸うと、せきが出たり胸がドキドキするなど、心臓に悪い影響を与え、肺がんなどいろいろな病気にかかりやすくなります。

また、いわゆる「電子タバコ」も、体に悪い影響を与えるおそれがありますので、吸わないようにしましょう。

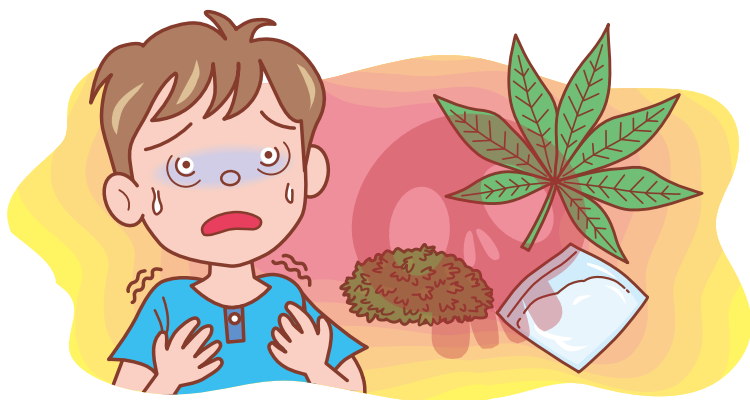
お酒を飲んだり、タバコを吸ったりしていると

小学生のうちからお酒を飲んだり、タバコを吸ったりしていると、大人になったときにお酒やタバコをやめられず、きちんとした日常生活^{にちじょうせいいかつ}が送れなくなったり、もっと恐ろしい薬物を使うことになったりします。

(※1) 20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律

(※2) 20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律





体を狂わせる薬物

覚せい剤や大麻（マリファナともよばれる）など薬物は、たとえ一度であっても、使ってしまうとやめられなくなり、体に悪い影響を与えます。

また、薬物は、使うことはもちろん持っているだけでも、もらったりあげたりしただけでも、法律^(※3)できびしく罰せられます。

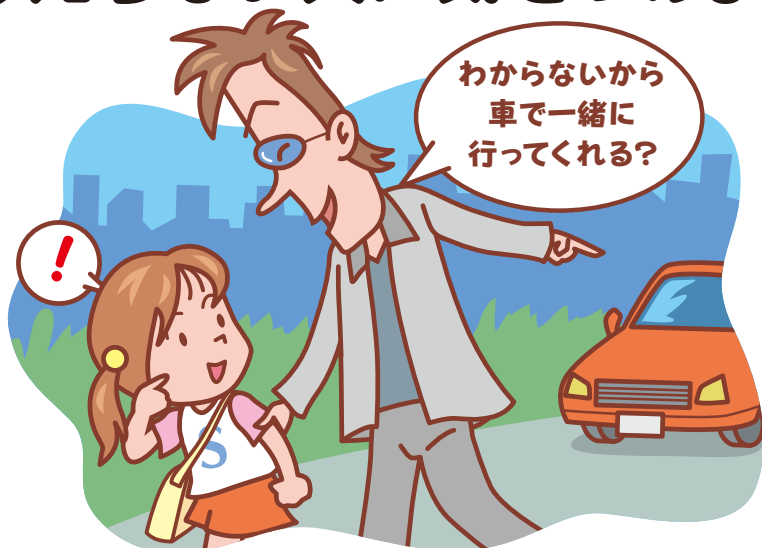
薬物を使うと…

- イライラして落ち着きがなくなる
- 思考力や記憶力が下がる
- 物がゆがんで見える
- 実際にはない音や声が聞こえる
- だれかにねらわれているような気がする
- 肝臓や腎臓じんぞうなどの病気が起こる
- 一度にたくさん使うと命を落とす

(※3) 覚せい剤取締法
大麻取締法
毒物及び劇物取締法
麻薬及び向精神薬取締法等



①知らない人に気をつけよう



あなたに近づいてくる人の中には、あなたを誘^{ゆう}かいしようとしたり、いたずらしようとしたりする悪い人がいます。悪い人に連れて行かれたりしないように、自分を守りましょう。

一人で遊んでいるときに、知らない人から道を聞かれて教えてけれども、「わからないので一緒に来てほしい。」と言われました。どうしたら良いでしょう。

そのほか、悪い人は、どのように誘ってくるのか、そして、あなたはどうしたら良いのか考えてみましょう。

みんなで考えよう！

- 自分が知らない人に、むりやり連れて行かれそうになったらどうしますか？
- 友達が知らない人について行きそうになったのを見たら、あなたはどうしますか？



●^{ゆう}誘いかいや、いたづらをされないために気をつけること

学校の行き帰りは一人だと危険です。より道をしないで、おうちの人や友達と決められた通学路を通りましょう。

遊びに行くときは、どこで、だれと遊ぶのか、いつ家に帰るのかをおうちの人に言ってから出かけましょう。

人のいないところで一人で遊ばずに、友達と遊ぶようにしましょう。

知らない人から「おもちゃを買ってあげる」「おもしろい所に連れて行ってあげる」「プリクラに行こう」「お母さんがけがをして病院に行った」などと言われても、絶対について行ってはいけません。

知らない人に道を聞かれたら、その場で教えるか、大人にたのみましょう。また、悪い人は、車にむりやり連れこんだりするので、知らない人の車には絶対に近づいてはいけません。



「子ども110番の家」

外で遊んでいるときや、学校の行き帰りに、^{こま}困ったり、怖くなったりしたら、近くにある「子ども110番の家」のかんばんのある家やお店へとびこんで、助けをもとめてください。

●覚えよう！「いかのおすし」

「いかのおすし」というのは、みんなが外にいるときに、悪い人にだまされたり、怖い目にあわないために守らなければいけないことを覚えやすくした“合い言葉”です。

いかのおすし

「いか」…知らない人について**い**かない。

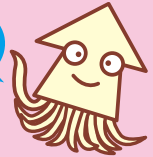
「の」……知らない人の車に**の**(乗)らない。

「お」……**お**おごえを出す。

「す」……**す**ぐにげる。

「し」……大人に**し**(知)らせる。

おぼえてね！



ふだんから、友達やおうちの人と「いかのおすし」の意味を**たし**確かめておいて、とっさのときに思い出せるようにしましょう。

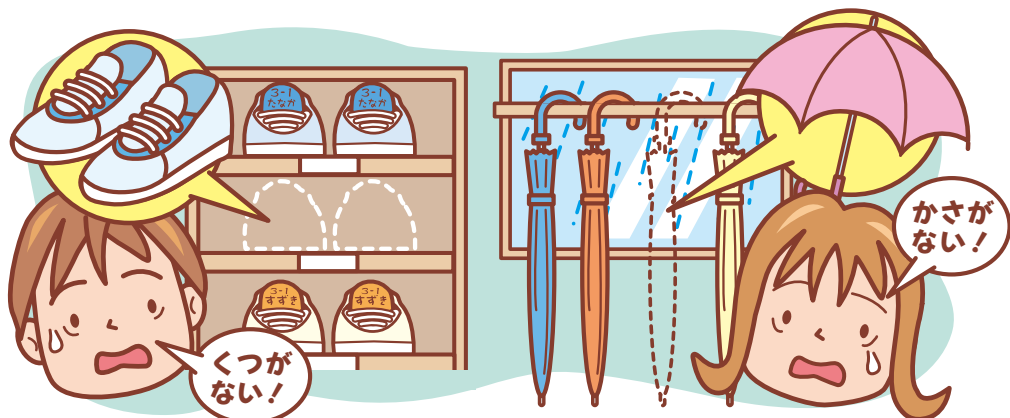
●保護者の方へ

子供たちの通学路や普段遊んでいる場所は、ときどき、実際に歩いて、安全であるかどうかを確認しておきましょう。



被害にあわないために

②持ちものを大切にしよう

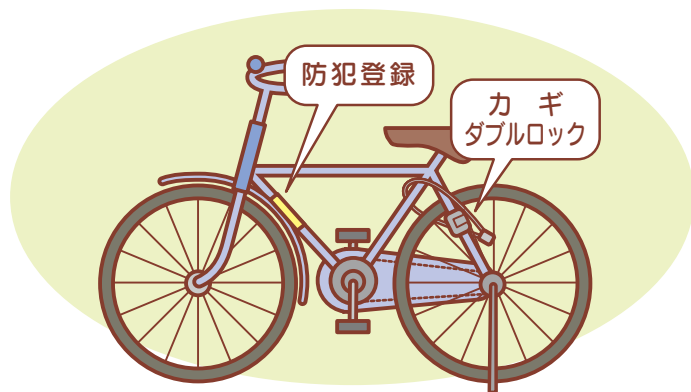


学校で「くつ」や「かさ」などがなくなったら困りますね。自分のものには、はっきり名前を書いておきましょう。

自転車には、^{かなら}必ずカギを！

自転車でおつかいに行き、用事をすませてもどったら、自転車がなくなっていたとしたらどうしますか。自転車からはなれるときは、必ず、「カギ」をかけましょ。

あなたの自転車は、^{ぼうはんとうろく}防犯登録をしていますか。していなければ、家族の人に防犯登録をしてもらいましょ。





③身のまわりの安全を 確かめよう



「塾」や「おけいこ」の行き帰りは、より道をしなくて、人通りのある明るい道を通りましょう。遅くなるときは、おうちの人に迎えに来てもらいましょう。

一人で「るす番」をするときは、ドロボウに入られないよう、戸じまりをしておきましょう。知らない人がたずねて来ても中に入れてはいけません。カギを開けないようにしましょう。

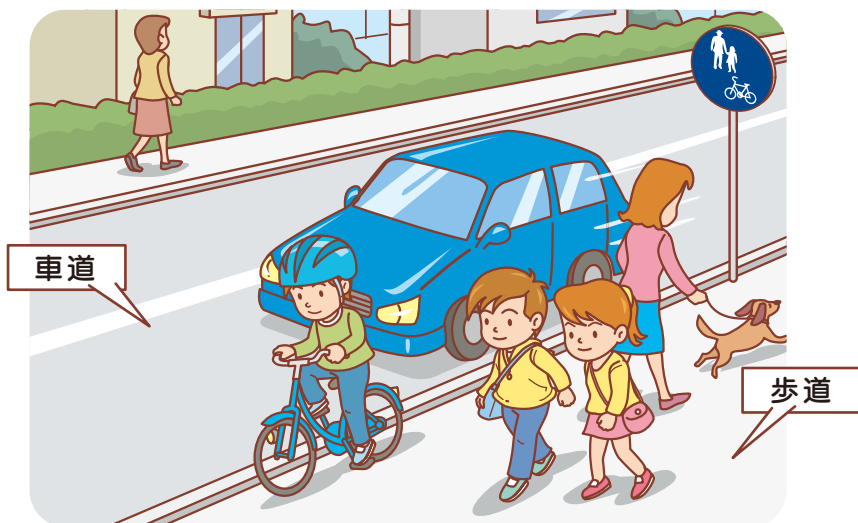
知らない人から電話で呼び出されても行かないようにしましょう。





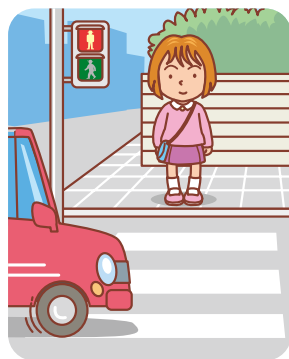
安全に心がけよう

① 道路を歩くとき・自転車に乗るとき



道路を歩くときに守ること

- 歩道のある道路では、歩道を歩いてください。
- 歩道のない道路では、道路の右はしを歩いてください。
- みんなで歩くときは、**縦に並んで**歩きましょう。横に広がって歩くと、**交通事故**にあうおそれがありますし、他の人や車の迷惑にもなります。
- 道路を渡るときは、**横断歩道**や**信号機**のある**交差点**を渡るようにしてください。近くに横断歩道や信号機がない道路を渡るときは、左右をよく見て、車が走ってこないことを確かめてから渡ってください。車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。横断中も車は近づいて来ないか周りに気を付けましょう。
- スマホをみたり、ゲームをしながら歩くのは危険です。絶対にしないでください。



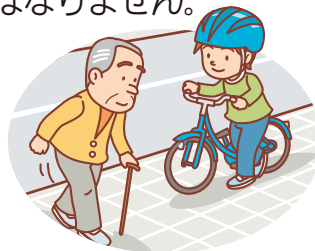
自転車に乗るときに守ること

歩道は歩行者が優先、自転車で歩道を通るときは、車道よりを、すぐ停止できるような速度でゆっくりと進む!

- ヘルメットをかぶりましょう。

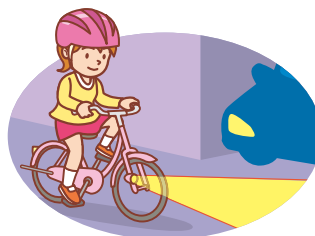


- 歩道は歩行者優先です。歩いている人に道をゆずらなければなりません。

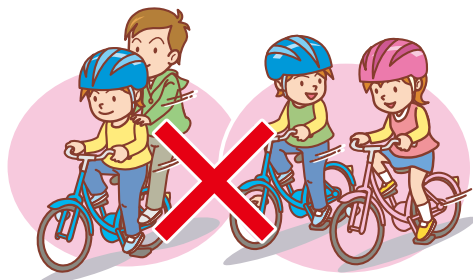


- 信号を必ず守ってください。一時停止標識のあるところでは、必ず一時停止をして安全を確認し、交差点に入るときは、安全を十分確かめ、速度を落として通らなければなりません。

- 暗くなったら必ずライトをつけなければなりません。



- 二人乗りはいけません。並んで走ってはいけません。



- “ながら運転” は危険です。
 - ・ヘッドホンで音楽を聞きながら
 - ・スマホを使いながら
 - ・傘をさしながら
 の運転はしてはいけません。

● 保護者の方へ

お子さんには、歩行中や自転車運転中に、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、基本的な交通ルールやマナーをしっかり教えましょう。

お子さんの自転車は、自転車安全整備店で毎年点検整備を受けるとともに、損害賠償責任保険にも加入しておきましょう。



安全に心がけよう

②道路でのこんな行為は やめよう



道路にとび出さない

- せまい道から広い道へ出るときは、いったん止まって、左右の安全を確認しましょう。止まっている車の間から急にとび出したり、ボールを追いかけて道路にとび出したり、道路の反対側から呼ばれて道路にとび出したりすると大変危険です。とび出すことは絶対にやめましょう。

道路では遊ばない

- 道路は遊び場ではありません。危険ですし、通る人や車にも迷惑です。道路では、スケートボード、キックボード、ボール遊びなどはしてはいけません。





① 火遊びはしない



火はとても危険です。使い方をまちがえたり、いたずらに使ったりすると大変なことになります。

- マッチやライターで絶対に遊んではいけません。友達がマッチやライターで遊んでいたら、必ず注意しましょう。子どもの火遊びで大火事になったことがあります。
- 花火は大人と一緒に、説明書をよく読んでから遊んでください。ふざけ半分で花火をするとやけどをしたり、大ケガをしたりすることがあります。決して人に向けてはいけません。



- 火を使うときは、まわりにかれ草などの燃えるものがないことを確かめてからにしてください。また、火を消すための水を入れたバケツを用意して、火を使ったあとは、必ず水をかけて確実に消してください。



② 危険な場所では遊ばない



危険な場所で遊んではいけません。

「入るな」、「危険」などと書かれているところでは、絶対に遊んではいけませんし、入ってもいけません。

危険な場所①

線路・踏み切り

- 線路や踏み切りで遊ぶと、電車にひかれる危険がありますし、電車を止めてしまって、たくさんの人に迷惑がかかります。
- 線路に石をおくと、電車が脱線し、大きな事故につながります。線路や踏み切りでは、決して遊んだり、いたずらしたりしてはいけません。

危険な場所②

川・用水路

- 川や用水路で遊ぶと、おぼれることもあります。「遊泳禁止」とか「川に入ってはいけません」という注意が書かれているところでは、遊んではいけません。



危険な場所③

資材置き場・工事現場

- 工場・製材所などの資材置き場や、住宅・ビル・道路などの工事現場の中は、危険ですから入ってはいけません。だまって入って遊んだりすると、いろいろなものがくずれてきて下じきになったり、大きな事故につながります。

危険な場所④

ビル・マンションの屋上

- マンションやビルの屋上で「立ち入り禁止」と書かれていたら入ってはいけません。落ちて大けがをすることもあります。
- 歩道橋や屋上など高いところからものを投げると、下を歩いている人や車に当たって、大きな事故になります。



● 保護者の方へ

お子さんが、線路に置き石をしたことで列車が脱線したりして損害が発生した場合、鉄道会社から、その保護者に対して高額の損害賠償請求が行われる恐れがあります。

また、歩道橋や屋上など高いところから投げたものが、下を歩いている人や車に当たって、大きな事故になった場合も同様です。お子さんの遊び方にもよく気を配ってください。



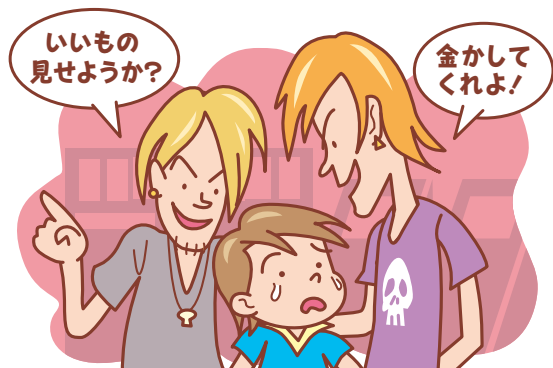
遊びのルール

③ゲームセンターや映画館 などには一人で行かない



デパートなどのあるにぎやかな町には、ワクワクすることがいっぱいあります。そういうにぎやかな町の映画館で映画をみたり、ゲームセンターで遊んだりするのは楽しいことですが、一人で、または子供だけで遊んでいると、怖いことになるかもしれません。

出かけるときは、できるだけ大人と一緒に行くようにしましょう。





①ケータイやスマホ 本当^{ひつよう}に必要ですか？



音楽プレーヤーやゲーム機でも、ケータイやスマホと同じように使えるものがあるので、注意しましょう。

ケータイやスマホが本当に必要ですか？

ケータイやスマホは、電話をかけるだけでなく、メールやカメラや音楽、ゲームやインターネットなどいろいろなことに使える便利な道具です。でも、ケータイやスマホを使うことで生活が乱れたり、トラブルに陥ったりすることがあります。

ケータイやスマホがほしいとおもったら、おうちの人と“本当に必要なか”“ケータイやスマホを持ったらどんなことに使うのか”などを、よく相談しましょう。

ケータイやスマホの使いすぎに注意しよう

ケータイやスマホを持つと、メッセージを送ったり、ゲームや動画を楽しんだりすると、ケータイやスマホを使い続けたいくなります。でも、勉強やスポーツ、おうちのお手伝いなど、やらなくてはいけないこともあるはずです。ケータイやスマホばかりの生活にならないよう、注意しましょう。

ケータイやスマホを使う前には、ルールを決めましょう。「夜はリビングで使う」「トイレや風呂では使わない」とか、友達どうして「返事はすぐでなくてよい」「チェーンメールはしない」などと決めておきましょう。

アプリのインストールに気をつけましょう

アプリの中には、知らない間に大切な情報^{じょうほう}が盗まれたり、ウイルスによってスマホがこわれたりするものもあります。インストールするときは、おうちの人とよく相談しましょう。



② ネットでの書き込みのルール



インターネットにも守らなければならないルールやマナーがあります。それを守れない人は仲間を傷つけたり、家族や他人に迷惑をかけたこととなります。

ケータイやスマホや

パソコンでネット上に“書き込み”をするときには次のようなことに気をつけてください。

人の悪口は書き込まない

SNSなどで、友達や先生など、ほかの人の悪口やヒミツにしていることを書いてはいけません。書かれた人は、とても傷つき、つらく悲しい思いをすることになります。たとえすぐに消したとしても、ネットに一度書いたものは、誰かが先にコピーして多くの人に拡散させる可能性があるのです。見られてこまることを書くのはやめましょう。

個人情報^{こじんじょうほう}を大切に

多くの人が見るサイトやアプリで、自分や友達の名前・住所・電話番号・学校名などを書くことはやめましょう。また、自分や友達映っている写真や動画をのせるのもやめましょう。





③危険なインターネット



危険なサイトやアプリは利用しない

●掲示板

さまざまな人が交流できる掲示板などのサイト。中には、人を傷つけたり、だまそうとする書き込みがあったりするサイトもあります。

●SNS

たくさんの方が、日記を書いたり、写真をのせたり、メッセージをやりとりするものです。出会い目的に利用されたり、大事な個人情報もくでせきが盗まれたりすることもあるので、気をつけましょう。

●まだある危険なサイト

出会い系サイト、ドラッグサイト、自殺サイトじきつ、アダルトサイトなどは、とても危険なサイトです。小学生は利用しないようにしましょう。

●フィルタリングを使おう

こうした危険なサイトやアプリが使えないようにする「フィルタリング」というしくみがあります。法律で、18歳未満の子供が使うケータイやスマホには、原則としてフィルタリングをつけることになっています。家族と相談して、フィルタリングを使うようにしましょう。

● 保護者の方へ

ネットの利用は、まず家庭の責任で

子供が携帯電話、スマートフォン、パソコン、ゲーム機等でインターネットを利用する際、保護者は子供が安全に利用できるようにする責任を負っています。

子供のネット利用で、ネット上のいじめ、詐欺や性犯罪などの被害、ゲーム等の高額課金、長時間の依存的な利用等の問題が起きています。こうした問題を回避するには、フィルタリング等の安全対策をとることと、子供たちの判断能力を育てることの両方が必要です。青少年インターネット環境整備法によって、18歳未満の子供がスマートフォン等の携帯電話サービスを利用する場合、保護者が不要と申し出なければ販売店等はフィルタリングを有効にした状態でサービスを提供しなければならないこととなっています。フィルタリングをつけると不便になると考えられるかもしれませんが、一部のサービスを利用可にすること等も可能です。販売店等で相談し、適切な安全対策を取るようしてください。

子どもたちの判断能力を育てるためには、子供と話し合ってルールを決め、ルールを学ばせながら少しずつ自分で判断できる範囲を広げていくとよいでしょう。たとえば、ネットでいやなことがあったらすぐに保護者に報告する、ネットで知り合った人と勝手に会わない、ネットで有料サービスを利用したいときは保護者に相談するといったルールを決めておくことが必要です。

子供の生活全般の見直しを

2018年、WHO（世界保健機関）は、「ゲーム障害」を病気として認定しました。ゲーム障害の症状は、ゲームをする時間や場所などに対するコントロールができない、日常生活よりゲームを優先する、悪影響があるにもかかわらずゲームをやめられないといっ

(次のページへ)

たものであり、こうした生活に重大な影響を与える状態が基本的に12ヶ月継続すると「ゲーム障害」と診断されるとのことです。

ゲームを含め、インターネットを長時間使っている子供は生活全般が乱れがちで、心身の健康を損ねる恐れがあります。どうすれば利用時間をコントロールできるかを繰り返し家庭で話し合い、健康的で規則正しい生活が送れるようにすることが大切です。

フィルタリング (有害サイトアクセス制限)

「フィルタリングサービス」とは、子供たちの被害防止、悪影響を与えるおそれのある情報を掲載しているホームページの閲覧を防止したり、あるいは高額な通信料を必要とするようなサイト等へのアクセスを防止することを目的としたサービスです。

関係者があらかじめ、閲覧を禁止したいサイトを子供たちが使うパソコンや携帯電話に設定することによって、子供たちがアクセスしたサイトがそれに該当するものであった場合、このアクセスを拒否します。

このサービスは、携帯電話会社、ゲーム機や音楽プレーヤー、インターネットのプロバイダー等で案内しています。スマートフォンなどに市販のフィルタリングソフトを導入することも可能です。詳しくは各会社や販売店にお問い合わせください。

●主なフィルタリングのカテゴリー

出会い／薬物／不法／自殺／ギャンブル
 ／飲酒・喫煙／暴力・恐怖／オカルト／
 アダルト等





①あなたと家族

家族のみんなが楽しくくらす

あなたは、お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、お兄さん、お姉さん、弟、妹…のことを大切に思っていますか？みんな、自分の大切な家族だということを忘れないでください。あなたの家族は、いつもあなたのことを思っています。



家族のみんなが楽しくくらすために、あなたも家族を大切にしましょう。家族で話し合う時間を大切にしましょう。

● 保護者の方へ

家族のきずなをこわす児童虐待

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待を受けているのではないかとと思われる子供や児童虐待が行われているのではないかとと思われる家庭を見つけたら、すぐに、最寄りの市町村の窓口、児童相談所、警察などに連絡してください。

【児童虐待のサイン】

子供や保護者のこんなサインを見落としていませんか。

《子どもについて》

- ・ いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・ 不自然な傷や打撲のあとがある
- ・ 衣類やからだがいいつも汚れている
- ・ 落ち着きがなく乱暴である
- ・ 表情が乏しい、活気がない
- ・ 夜遅くまで一人で家の外にいる

《保護者について》

- ・ 地域などとの交流が少なく孤立をしている
- ・ 小さい子どもを家においたまま外出している
- ・ 子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱いている
- ・ 子どものけがについて不自然な説明をする

(平成30年度「児童虐待防止推進月間」厚生省ポスターから抜粋)



②身につけておきたい生活習慣

心身ともに健やかに育つための^{きばん}基盤となる^{さいていげん}最低限度のルールを、しっかり身につけましょう。

●毎日「早寝・早起き・朝ごはん」を守りましょう

毎日つづけることで、生活リズムが整い、体が健康になり、勉強や運動がよくなるようになります。朝ごはんはしっかり食べましょう。

●元気にあいさつをしましょう

朝起きたとき、夜寝るとき、学校に行くとき、家に帰ったとき、あいさつをしましょう。「はい」の返事や「ありがとう」、「ごめんなさい」をすなおに言えますか。



あなたの明るい元気なひとことが、家庭の中を明るくします。

●自分のことは自分でしましょう

しなければならないことは、人に言われなくても、自分でどのようにするかを考えていますか。

決められた時間を守っていますか。

●家族といっしょにお手伝いをしましょう

家であなたはどんなお手伝いをしていますか。家族のためにあなたが役に立つことは、みんなに喜ばれるし、あなた自身も自信がついてうれしく感じるでしょう。家族の人に教えてもらいながら、お手伝いをしましょう。





③ 良い友達を大切に

良い友達をたくさん作りましょう。

あなたには、良い友達がいますか。あなたは、友達にとって、良い友達だと思いますか。一人ぼっちはさみしいものです。



友達と話すとき、言いたいことが言えますか？

自分の気持ちや考えを相手に伝えながら、相手の気持ちも考えましょう。自分も相手も大切にしたい接し方、やり方を身につけましょう。

良い友達とは…

一緒に
楽しく遊べる友達

うれしいとき、お互いに
喜びあえる友達

悲しいとき、
はげましあえる友達

悪いことは悪いと
注意しあえる友達



④あなたも社会の中の一人です



社会のルールを守ろう

小学生のあなたも社会の中の大切な一人です。社会には「ルール」があり、みんなはそれを守って生活をしています。人のものをとったり、人をだましたり、人にケガをさせたり、交通ルールを守らなかったりすることは、すべてルール違反いはんです。ルールに違反した人は、社会からルール（法律）によってバツ（処罰しよばつ）を受けることになります。社会のルールをしっかり守る習慣を身につけましょう。

あなたが社会のためにできること

- 地域ちいきの行事や、地域で開かれる集まりなどに参加して、いろいろな人と話をしてみましょう。
- 近所のお年寄りや、小さな子供たちのために、役に立つ活動に参加しましょう。
- あなたが住んでいる町や地域を、安全で住みやすい場所にする活動に参加しましょう。

子供の成長の過程において、学童期が、家族で話し合うのに一番良い時期だと思われ
ます。子供の話すことをよく聞いてあげる、そして子供に話をしてあげる、ことが大事なの
です。

大人の都合ではなく、子供たちのために、時間を使うことが大事なのです。

警察に補導された少年が、「今まで誰も自分の話すことを真剣に聞いてくれなかった。
誰も自分のことを本気で叱ってくれなかった。」と涙ながらに語っています。

子供たちの非行も、事故も、被害も、子供の無知によることが多いのです。

子供たちに、社会のルールや仕組みを教えることは、大人の務めです。

教えられ、認められ、見守られているという安心感が、子供の行動を落ち着いたもの
にし、周囲となじませます。

子供の健やかな成長は、国民の切なる願いであり、その第一歩は、家庭から出発する
ことを忘れてはなりません。

- 子供との対話を欠かさない。子供の話すことに耳を傾け、子供がどう感じ、どう理解して
いるかをしっかりと把握する。
- 子供の意欲を引き出すように気を配り、子供にいつも希望とやる気を持たせる。
- 子供に考えさせ、善悪のけじめをつけさせる。それが不適切なものであれば、よく説明して
正しい方へ導く。
- 指示をしなければ次の行動のできない指示待ち人間にはしない。
- 子供を甘やかさない。親が根負けして、機嫌をとったり、手を貸したりしない。
- 家庭内での役割を持たせ、責任感を養う。
- 家庭は最も身近な社会。家庭での“きまり”を守らせる。
- 幼いときから“しつける”ことを怠らない。しつけの繰り返し、積み重ねによって、習慣化
して体得させる。
- 三つ叱ったら三つ褒める。叱るときははっきりと、誉めるときはたっぷり。
- 子供を放任しない。子供をテレビ、ゲーム機、スマホ任せにしない。
- 笑いと温かさのある家庭が、子供には何にもまして大切。

このハンドブックを、ぜひお子さんとお読みください。
そして書いてあることについてよく話し合ってください。

少年の健全育成資料作成企画編集委員会

座長	牧野 カツコ	(お茶の水女子大学名誉教授)
委員	野口 京子	(文化学園大学名誉教授)
	藤川 大祐	(千葉大学教育学部教授・千葉大学教育学部附属中学校長)
	村上 尚久	(警察庁生活安全局少年課長)
	宮寺 貴之	(科学警察研究所犯罪行動科学部少年研究室長)
	植村 洋司	(中央区立久松小学校校長)
	笛木 啓介	(大田区立大森第三中学校校長)
	平野 裕子	(警視庁委嘱少年補導員兼少年指導委員)
	山田 晋作	(公益社団法人全国少年警察ボランティア協会理事)

少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取り組み

①少年相談

少年の保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、警察本部の少年サポートセンターや警察署の少年係等において、専門的な知識を有する警察職員が必要な指導・助言を行っています。また、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話やメールによる相談窓口も開設しています。

②街頭補導

少年の非行を防止するには、飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為や問題行動を発見した段階で、適切な指導・助言を行うことが重要であることから、警察職員や少年警察ボランティア等を中心として、繁華街や公園等の少年のたまり場所となりやすい場所を重点に、街頭補導を行っています。

③継続補導

少年の非行を防止するため、必要と認められる場合には、保護者等と協力し、少年に対して継続的な助言・指導・カウンセリング等の継続補導を行っています。

④少年に手を差し伸べる立ち直り支援

問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や少年の状況に応じた体験活動等への参加、修学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

問題を抱えた少年について、個々の状況に応じた立ち直りを的確に支援するため、学校、警察、児童相談所等の関係機関の担当者が少年サポートチームを結成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導、助言等を行っています。

⑤少年の社会参加活動、体験活動等の機会の確保

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。

⑥非行防止教室等の開催

少年の規範意識の向上を図ったり、少年がSNSに起因した犯罪被害に遭わないようにしたりするため、学校等の関係機関と連携し、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しています。

⑦被害少年への支援

性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年に対し、心理学等の専門的な知識を有する少年補導職員等が、精神的ダメージの回復やその軽減に向け、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援活動を行っています。

⑧広報啓発活動、情報発信

各種イベント等の機会を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた広報啓発活動を積極的に行うほか、少年の非行や犯罪被害の実態等について情報発信を行っています。

〔平成30年 警察庁「少年からのシグナル」から抜粋〕

問合せ・相談窓口

いじめ、体罰、児童虐待、子供の人権をめぐる問題、子供の非行や犯罪被害などについての問合せや相談の窓口となっているところです。

●ヤングテレホンコーナー

このハンドブックの37ページに掲載。

●児童相談所・全国共通ダイヤル

☎189（いちばやく）

近隣の児童相談所へつながり、専門家が対応。

●24時間子供SOSダイヤル

☎0120-0-78310（なやみ言おう）

都道府県・指定都市の教育委員会が夜間・休日を含め24時間対応可能な相談体制。

●子ども人権110番

☎0120-007-110

法務省又は最寄りの地方法務局へかかり、省や局の職員又は人権擁護委員が対応。

●いのちの電話

全国殆どの都道府県にあり。

◇「少年警察ボランティア」とは

少年の非行防止や健全育成にかかわる活動に携わるボランティアとして、警察本部長等から委嘱された民間スタッフで、少年補導員、少年警察協助力員、少年指導委員などの名称で呼ばれていますが、総称して、「少年警察ボランティア」と呼んでいます。

「地域の少年は地域で守り育てる」という基本的な考え方のもとに、警察の少年補導職員などと協力して、少年の非行防止や健全育成に向けた活動を行っています。

- 少年警察ボランティア活動に興味を持たれた方は、お近くの警察署までご連絡ください。



少年サポートくん

悩みごとは、電話で相談してみよう

家族や先生、友達にも話せない悩みごとや、どうしていいかわからないことなど、困ったことがあったら「ヤングテレホンコーナー」に電話してみてください。あなたの困っていることを一緒に考え、どうすればいいのか、あなたに役立つ答えを教えてください。もちろん、あなたの秘密は絶対を守ります。



● 全国の主な ヤングテレホンコーナー

都道府県	名称(設置場所)	電話番号・メールアドレス等	都道府県	名称(設置場所)	電話番号・メールアドレス等
北海道	少年相談110番	0120-677-110	三重	少年相談110番	0120-41-7867
〃	ヤングメール	道警ホームページ内から	滋賀	大津少年サポートセンター	077-521-5735
青森	青森少年サポートセンター	0120-58-7867	〃	米原少年サポートセンター	0749-52-0114
〃	青森少年サポートメール	県警ホームページ内にメールアドレス	京都	ヤングテレホン	075-551-7500
岩手	ヤングテレホンコーナー	0800-000-7867	大阪	グリーンライン	06-6944-7867
〃	メール相談	県警ホームページ内から	兵庫	ヤングトーク	0120-786-109
宮城	少年相談電話	022-222-4970	奈良	ヤング・いじめ110番(少年サポートセンター)	0742-22-0110
〃	いじめ110番	022-221-7867	和歌山	ヤングテレホン・いじめ110番	073-425-7867
秋田	やまびこ電話	018-824-1212	〃	メール相談	県警ホームページ内にメールアドレス
山形	ヤングテレホンコーナー	023-642-1777	鳥取	東部少年サポートセンター	0857-22-1574
〃	少年相談メール	県警ホームページ内から	〃	西部少年サポートセンター	0859-31-1574
福島	ヤングテレホン	024-525-8060	〃	ヤングメール	県警ホームページ内から
〃	いじめ110番	0120-795-110	島根	ヤングテレホン(伊はつ・いじめ110番)	0120-786-719
東京	ヤングテレホンコーナー	03-3580-4970	〃	みこびーヤングメール	県警ホームページ内から
茨城	少年サポートセンター	029-231-0900	岡山	ヤングテレホン・いじめ110番	086-231-3741
〃	少年相談コーナー	県警ホームページ内にメールアドレス	〃	ヤングメール	県警ホームページ内にメールアドレス
栃木	ヤングテレホン	0120-87-4152	広島	ヤングテレホン広島	082-228-3993
群馬	少年サポートセンター	027-289-6610	〃	ヤングメール	県警ホームページ内から
〃	メール相談	県警ホームページ内から	山口	ヤングテレホン・やまぐち	0120-49-5150
埼玉	ヤングテレホンコーナー	048-861-1152	徳島	ヤングテレホン	088-625-8900
〃	ヤングメール	県警ホームページ内から	〃	いじめホットライン	088-623-7324
千葉	ヤングテレホン	0120-783-497	香川	少年相談専用電話(少年サポートセンター)	087-837-4970
神奈川	ユーステレホンコーナー	0120-45-7867	〃	少年相談専用電話(中継少年サポートセンター)	0877-33-3015
〃	〃	045-641-0045	愛媛	少年相談(警察本部代表)	089-934-0110
新潟	新潟少年サポートセンター	025-285-4970	高知	ヤングテレホン	088-822-0809
〃	長岡少年サポートセンター	0258-36-4970	福岡	中央少年サポートセンター	092-588-7830
山梨	ヤングテレホンコーナー	0120-31-7867	〃	少年相談案内	県警ホームページ内から
〃	少年相談受付	県警ホームページ内から	佐賀	ヤングテレホン	0120-29-7867
長野	ヤングテレホン	026-232-4970	長崎	ヤングテレホン	0120-786-714
〃	メール相談	県警ホームページ内から	〃	メール相談	県警ホームページ内から
静岡	少年相談専用電話	0120-783-410	熊本	肥後っ子テレホン	0120-02-4976
〃	メール相談	県警ホームページ内から	〃	〃	096-384-4976
富山	ヤングテレホンコーナー	0120-873-415	〃	メール相談	県警ホームページ内にメールアドレス
〃	少年相談メール	県警ホームページ内にメールアドレス	大分	ヤングテレホン	097-532-3741
石川	ヤングテレホン	0120-497-556	〃	メール相談	県警ホームページ内から
〃	いじめ110番	0120-617-867	宮崎	ヤングテレホン	0985-23-7867
福井	ヤングテレホン	0120-783-214	鹿児島	ヤングテレホン	099-252-7867
岐阜	ヤングテレホンコーナー	0120-783-800	〃	ヤングメール	県警ホームページ内にメールアドレス
〃	少年相談受付	県警ホームページ内から	沖縄	ヤングテレホン	0120-276-556
愛知	ヤングテレホン	052-764-1611	〃	〃	098-862-0111
〃	ヤングテレホンEメール相談	県警ホームページ内から	〃	メール相談 SOS	県警ホームページ内にメールアドレス



たから
宝くじは、

**みんなの暮らしに
役立っています。**



宝くじせつ
リスガール展示施設



宝くじ校



宝くじドリームジャンボ絵本



いちりんしゃ
一輪車



いっぴかりょう
集会用テント



あふたのり せつこうほつこうほつしや
救急普及啓発広報車

たから としょかん どうぶつえん
宝くじは、図書館や動物園、
がっこう こうえん せいび
学校や公園の整備をはじめ、
さいがい つよ まち
災害に強い街づくりまで、
く やくだ
みんなの暮らしに役立っています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会

<https://jla-takarakuji.or.jp/>

